

行スルニ至レリ。

七、事業主側

事業主側ニアリテハ争議未参加職工（正教員員）ニ對シ此際
極力奮奮勤シ模ムヘキ旨警告シ對策ニ関シ寄々協議中ナルカ能
度煩シ強硬ニシテ場合ニヨリテハ現在就労シ居ル職工等ニ對
シテモ意ヲ含メ作業ヲ一時中止スルヤモ知レサル模様アリ

八、争議團側

二日午後四時要求シ一蹴サレタル争議團一同ハ直ニ就労傷組
合本部ニ引揚向所ニ争議團本部ヲ設置シ對策協議中ナリ
右及申（通）報候也

九、教員側

- 一、工場並ニ主要用ノ設備迄スルニ
二、日給別度ノ制定ノ最期日給ニ付五十分支給セラレタレ
- 一、就業時間ノ定ムル如ク決意セラレタレ
- 一、就業時間午前七時 終業時間午後五時 休憩時間ハ法規通り
- 一、退職手續シテ、如ク制定セラレタレ
- 一、ラレテ勤後者ニ日給一ヶ月分
以上一ヶ月分ヲ増え毎二日給十日分ヲ支給セラレタレ
- 一、定期昇給ニ支給セラレタレ
- 一、年二回 但シ一回五銭以上
- 一、臨時休業ノ場合ハ法規ニ依リテ手前ノ支給セラレタレ
- 一、分属ノ場合ハ手前四分支給セラレタレ
- 一、右一同協議ノ上、熟慮候也、

昭和六年十月一日

中村製作所従業員一同

中村製作所所中、